

平成 28・29 年度 日常調査報告書

テーマ

「安心・安全なまちづくりに関すること」

「財政健全化に関すること」

「政策・予算編成に関すること」

平成 30 年 3 月

高根沢町議会総務常任委員会

1 はじめに

「災害は忘れたころにやってくるという」言葉がありますが、東日本大震災は本町においても未曾有の大災害でした。

東日本大震災の教訓から、災害に対する各自治体の備えが強化されています。本町においては、東日本大震災時に電源喪失による情報伝達能力機能の低下により、地域住民への迅速かつ的確な情報を伝達できなかったことが、災害当日一番の問題となりました。

このような状況を踏まえて、平成 28 年度の日常調査は、「安心・安全なまちづくりに関すること」を調査テーマとし、「災害に強いまちづくり」について、調査研究を行いました。

調査先は、平成 27 年 9 月に関東・東北豪雨災害に襲われた鹿沼市、栃木市、下野市の災害時における危機管理体制について所管事務調査を実施しました。

平成 29 年度の日常調査は、財政の健全化に関すること（効率的な財政運営）」、「政策・予算編成に関すること（議会の政策提言）」の 2 つのテーマを選定し、議員自らが自治体の財政運営について理解し、的確な予算審議ができる能力の向上を図っていくために、市町村議会議員研修「自治体予算を考える」に参加し、学ぶことができました。

2 委員会の活動状況

(1) 平成28年5月18日(水)

日常調査のテーマについて協議

調査テーマは、「安心・安全なまちづくりに関すること」及び「財政の健全化に関すること」、「政策・予算編成に関すること」

(2) 平成28年6月13日(月)

平成28年度の調査テーマは「災害に強いまちづくり」に決定

(3) 平成28年7月20日(水)

日常調査に伴う委員会開催

(4) 平成28年8月17日(水)

高根沢町の現状を知るために、本町の「地域防災計画」等について、地域安全課長の説明を受け勉強会を開催

(5) 平成28年10月18日(火)

総務常任委員会所管事務調査(鹿沼市、栃木市、下野市)

(4) 平成28年12月12日(月)

鬼怒水道事務所の現地調査(放射能の指定廃棄物について)

(6) 平成29年8月24日(木)～25日(金)

市町村議会議員研修「自治体予算を考える」に参加

3 「災害に強いまちづくりについて」の所管事務調査報告

(1) 鹿沼市の災害対策について

鹿沼市は、市内の約7割が山林に覆われており、西北部の山々を源として大芦川、荒井川、栗野川、思川、永野川、日光方面からは黒川が南流し、山々を源流とする幾筋もの河川は、山と高原、清流と溪谷という美しい景観を成し、前日光県立自然公園を形成しています。また、市内の中心を利根川水系思川の支流である黒川が流れています。これらの幾筋もの河川は台風18号（平成27年9月9日、10日）による大雨で、河川が氾濫し洪水や土砂流出によるがけ崩れ等を引き起こし、市内全域に甚大な被害をもたらしました。

① 被害状況

- ・人的被害では土砂崩れによる死者1名、重症1名。
- ・建物被害は、全壊18棟、大規模半壊3棟、半壊24棟、床上浸水361棟、床下浸水872棟。
- ・作物被害は、水稻、そば、ハト麦、イチゴ、ニラ、洋ランなど被害金額5億4百万円。
- ・林道被害は40件、土砂崩れ102件、土砂流出48件。
- ・商工業の被害件数は81件で被害金額は1億8百万円。

② 災害時の市民への情報伝達方法

- ・災害防災メール

鹿沼市消防メール（登録者に情報が流れる）

避難準備・避難勧告・避難指示・土砂災害警戒情報等

- ・エリアメール

地震や水害時にのみ発信する（平成27年9月18日の災害時に9回発信する）

- ・防災行政無線 旧栗野町地区 水害情報で使用
- ・SNSやLアラート

Lアラート（災害情報共有システム）は、災害やその発生の恐れなどに関して発表された公的情報を集約して多数のメディアに一括配信する情報基盤。

- ・鹿沼ケーブルテレビ

加入者には情報が流れる（加入率50%）

※消防団や市の広報車で避難情報を流し、自治会長には電話で伝達。

- ・災害情報システム（停電時の伝達等）

庁舎が停電した場合は、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用の電源設備は確保している。新たに、防災行政無線のデジタル化の検討や、災害時の判断システムの導入が検討されている。

③避難所の開設及び避難者数

- ・学校や情報センターなど 36 カ所。コミュニティセンター等 14 カ所。
- ・避難者数は、926 名。

④自主防災組織（自主防災会）の活動

145 自治会のうち 102 自治会（70.3%）が活動。

活動内容は、避難訓練、消火器を使った消火訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、炊き出し（アルファ米）訓練、資機材訓練、連絡網の確認、土のうづくり、自治会独自で防災マップを作製、防火パトロール、要援護者のリストアップ等の活動を行っている。

※河川氾濫の多い小藪川流域の 4 町では、自主的に防災訓練を実施している。

⑤要援護者への対応（情報共有）

鹿沼市では、「鹿沼市防災計画」の下位計画として「鹿沼市避難行動要支援者支援計画」を策定し、高齢者、障がい者、乳幼児など「要援護者」を災害から守るために、自治会、民生児童委員、消防団、警察署、医療機関、福祉関係機関、自主防災会、避難支援等に係るものと協力して、災害情報の伝達や避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備しています。

鹿沼市では、情報伝達のために様々な手段で情報を発信しています。しかし、市民の関心がまだまだ低く、災害情報メールの登録率やケーブルテレビの加入率が低いことがあげられていました。いつ起きるかわからない災害への備えとして、地域住民で組織している自主防災会の自主的な活動は、本町の自主防災組織の今後のあり方に参考になる視察でした。

(2) 栃木市の災害対策について

栃木市は、西に三轟山（みかもやま）と岩船山、中央に太平山を中心とする大平山県立自然公園が広がり、渡良瀬川、思川、永野川、三杉川などの豊かな河川が流れており、市内の中心には利根川水系渡良瀬川の支流である巴波川（うずまがわ）が流れてい

ます。これらの豊かな河川が、台風 18 号による大雨で巴波川、赤津川、永野川が氾濫し、地域住民に甚大な被害をもたらしました。

①被害状況

- ・人的被害では死者 1 名、負傷者 1 名。
- ・建物被害は、全壊 3 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 75 棟、一部損壊 3 棟、床上浸水 635 棟、床下浸水 1,990 棟。

②災害時の市民への情報伝達方法

- ・防災行政無線（屋外スピーカー）
室内や大雨、強風時には聞こえない等の問題があることから、サイレンを流すことを検討。
- ・緊急速報メール
- ・SNS
- ・ケーブルテレビ テレビなどで放送する文字放送
- ・指定避難所や庁舎内 防災用 WiFi

※発生する災害に対して、準備体制から警戒体制、警戒体制から災害本部の移行が円滑にできなかつたことから、避難勧告、避難指示の発令に伴う、市民への情報伝達が夜中になってしまったことが今後の課題である。

○情報を迅速に発信するための今後の取り組み

- ・広報車による情報発信の強化
- ・災害時、コミュニティ FM（防災ラジオ、FM くらら 857 平成 27 年 11 月 3 日開局）の有効活用
電源が確保されていれば、自動でラジオが起動し、通常放送に割り込んで、災害情報を流す。補助率は、一般世帯は三分の一。75 歳以上の高齢者世帯は四分の三。
- ・防災行政無線の強化

③避難所の開設と避難者数

- ・学校や公民館など 123 カ所の避難所、446 世帯、1,055 人が避難する。平成 27 年 9 月 18 日に起きた災害で、被災した避難所があつたため、設置場所の見直しを検討している。平成 29 年度にハザードマップを改定の予定。

④自主防災組織や自治会との連絡体制の強化

- ・台風 18 号の際は、行政からの情報伝達が遅れたこともあることから、自主防

災組織や自治会との連絡体制を強化するため、緊急連絡システムを構築する。

- ・市からの緊急情報を迅速かつ正確に自治会に伝達するため、防災ラジオを全自治会に無償貸与する。
- ・市民自らが主体となって、災害に関するリスクを把握する。
- ・生活安全安心メールへの登録を推奨する。

⑤地域支え合い活動

「栃木市地域支え合い活動推進条例」が平成 28 年 10 月 1 日施行となり、要支援者を支援していく活動が行われている。

現在、47 団体、自治会 473 団体が参加。要支援者の名簿作りが行われている。

⑥小中学校における防災教育

平成 28 年度、国のモデル事業として実施。

いつ起きるかわからない災害への防災意識をもつために、小中学校において、防災教育を実施している。

栃木市では、今回起きた災害に対して災害対策本部を設置し、全庁的に災害の対応を行っていましたが、情報の収集や伝達において十分な共有ができなかったことから、避難所の運営や復興支援等の情報提供方法等において今後への課題となりました。

本町においても、東日本大震災の教訓等踏まえながら、本町の防災体制の強化を図るために、今回の調査を参考に本町の課題に取り組んでいきたいと思えます。

(3) 下野市 防災拠点としての新庁舎

下野市は、平成 20 年 3 月に新庁舎の検討をはじめ、平成 25 年 5 月に着工し、平成 28 年 5 月に完成し開庁しました。

建物は、鉄筋コンクリート造り地上 4 階建て、延べ床面積 9700 平方メートル。総工費は約 59 億 8 千万円。最新の免震構造を採用した防災拠点機能を有し、総合庁舎として、市民の利便性、行政効率が図られています。新庁舎は、1 階に市民が多く訪れる市民課や福祉関係課が配置され、市民開放が可能な広いロビーが開放的な空間となっていました。自然エネルギーを利用して、地中熱ヒートポンプ空調や太陽光パネルを設置。災害時に防災指揮と救援活動の拠点となる高機能防災庁舎となっています。特に、非常用発電装置は、3 日連続運転可能な燃料を備蓄しています。

下野市役所は、防災拠点として、そして市民に開かれた庁舎として機能を有しており、本町においても庁舎建設する際には参考になる施設でした。

4 市町村議会議員研修「自治体予算を考える」委員会報告

平成 29 年 8 月 24 日から 25 日の日程で、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所にて、市町村議会議員研修「自治体予算を考える」に委員全員が参加し、研修を受けてきました。

委員会の調査目的は、自治体予算の原則、制度、歳入・歳出予算、決算の基本的事項について学び、自治体の財政運営について理解し、的確な予算審議、議会政策提言ができる能力の向上を目指し研修に参加してきました。

1 日目は

予算の原則や編成の流れを学び、予算書の読み方を習得しました。

議会が予算要望を提出する期限は、執行部の作業の流れから 8 月末であること。新年度の 4 から 6 月まで十分に調査検討し、7 から 8 月で要望をまとめることが必要である。

地方自治法 211 条により、町長は年度開始前 20 日（3 月 12 日）までに議会に予算を提出する。

地方自治法 97 条 2 項により、議会は予算について増額して議決はできるが、町長の予算提出の権限を侵すことはできない。

議会の議員が、予算を伴う条例案その他の案件を提出した場合は、予め執行部と協議することが必要である。

歳入と歳出を審査するにあたり重要な点は、
歳入では

- ① 地方税の基幹税目は町民税と固定資産税
- ② 国は、地方交付税で自治体間の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供しうる財源を保証している
ちなみに、平成 29 年度の不交付団体は東京都と 75 市町村で栃木県内では芳賀町と上三川町である。
- ③ 地方交付税（94%）の交付は、4・6・9・11 月（毎年 7 月頃交付額が決定）、特別交付税は（6%）12 月と 3 月。

歳出では

- ① 住民ニーズの反映、地域課題への対応は
- ② 事業の必要性・緊急性・費用対効果
- ③ 行政改革の視点
- ④ 予算編成段階では合理的な経費の見積もりをし、予算執行段階では必要かつ最小の経費の支出に努め、翌年度以降も健全な財政運営ができることを目標とする

2 日目は

国の財政の現状から自治体の住民の付託に応える財政運営についての方策について、説明がありました。

現在、高根沢町議会では次年度の「当初予算編成に向けての要望書」について、町当局に 10 月末提出を行っています。各常任委員会として 4 から 6 月までに次年度予算の調査をし、8 月までに要望の取りまとめを行い、遅くとも 9 月中には予算編成に向けての要望書の提出が必要であること。

議会改選になりますが、新たな議会では平成 31 年度における予算要望について、早めに取り組むことが求められます。

以上で、日常調査報告を終わりにいたします。

平成 30 年 3 月 14 日

高根沢町議会議長 小林 栄治様

高根沢町総務常任委員会

委員長	森	弘子
副委員長	中山	喜美一
委員	加藤	貞夫
委員	小林	栄治
委員	梅村	達美